

わいせつな行為根絶のための特別対策（改訂）

平成 28 年 10 月 26 日

改訂 平成 31 年 4 月 19 日

長野県教育委員会

平成 25 年 7 月から実施している「信州教育の信頼回復に向けた行動計画」に加え、わいせつな行為根絶のための特別対策を迅速かつ重点的に取り組む。

なお、この対策は、必要に応じて随時追加・見直しを行い、継続的に実施していく。

1 校内研修の充実・改善及び校内ルールの明文化

(1) 研修を行う際、小グループでのワークショップ形式を必ず組み込むことにより、同僚との対話を通じて自分自身を率直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。

(2) 相談しやすい環境をつくるため、同世代や同性のグループで研修を行う。

(3) 校内ルールの明文化と周知徹底

ア 県教育委員会共通ルールを策定し、そのルールをもとに学校ごとの校内ルールを明確化する。

イ 「教師は児童・生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも児童・生徒に対するわいせつな行為は一切許されないこと」や「校内ルール」について、学校だより、ホームページ、校長講話等で教職員、児童・生徒や保護者に周知する。

(4) 通報窓口の周知徹底

ア 各学校が設置している校内通報窓口を周知する。

イ 教職員から教育長・弁護士に直接通報できる「教職員通報・相談窓口」を周知する。

ウ 児童・生徒や保護者から直接連絡できる「学校生活相談センター」や「子ども支援センター」を周知する。

(5) 根底にある人権意識・人権感覚の育成

人権教育を徹底して実施する。その中で具体的な対処法を身に付けるための児童・生徒や教職員等を対象としたワークショップなどを実施する。(例 CAPプログラム等)

2 校外研修の充実・改善

一人ひとりが自分ごととするため、ライフステージ別研修にワークショップ形式を組み込むとともに専門家による研修を行う。

3 専門家の監修による研修テキスト作成や事例集の改訂

最新の理論・知見を導入して、随時テキスト等の改訂を行う。

4 自己分析支援チェックシートの活用と相談窓口の提供

自分が陥りやすい危険性を理解し、防止に向け自ら行動するため、わいせつな行為に対する自己分析支援チェックシートを活用し、その結果により、相談が必要となった者が未然防止のためのアドバイス等を受けるため、相談窓口の提供を行う。

5 採用前におけるわいせつな行為防止研修

わいせつな行為は、被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、採用予定者に対して任用前に事例を用いて具体的に説明する。(人権意識の醸成)

6 教員養成大学と連携して法令遵守の意識を養う講習の実施

教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教職員等が講師となって講習を行う。

7 物理的環境の整備

外から中の様子が見えない部屋について、ドアへの小窓を設置する、窓ガラスへのポスター等の掲示を禁止するなどの改善を図る。